

平成 30 年度分国保保険税額及び標準保険料率の算定結果について

平成 30 年 2 月 14 日

国保医療課

1 算定の目的

平成 30 年度以降の新しい国民健康保険制度においては、県も市町村とともに保険者となり、国保財政運営の責任主体として、国保運営に中心的な役割を担うこととなる。

新制度においては、県が県全体の医療費を推計し、それを基に市町村ごとの国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）の決定及び標準保険料率の算定を行い、各市町村はこれらを参考に保険税率を決定する。

今回、国民健康保険法並びに国が示すガイドライン及び係数に基づき、平成 30 年度の国保保険税額及び標準保険料率の算定を行うとともに、これを基に県の平成 30 年度国民健康保険特別会計当初予算案を編成した。

2 算定の主な前提条件

- (1) 新制度を前提とする。
- (2) 平成 30 年度からの国保の財政基盤強化のための公費拡充を反映。
- (3) 国普通調整交付金及び前期高齢者交付金等は、市町村単位から都道府県単位での算定に変更。
- (4) 平成 30 年度の診療報酬改定を反映。

3 激変緩和の実施

新制度においては市町村別の納付金の仕組みの導入、国の交付金等が市町村から県に交付される等の変更が行われる。市町村ごとの納付金額を算定する際に、所得水準、被保険者数や世帯数及び年齢調整後医療費水準を反映させ、納付金額を按分する。これにより、一部の市町村では制度改革に伴う負担増が生じるため、国の交付金や県の法定繰入金を活用して激変緩和を行う。

4 算定結果の概要

(1) 算定結果

大分県の一人当たり保険税平均額（年額）【医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分合算】

平成 28 年度 実績 (現行制度) ①	平成 30 年度 推計 (現行制度) ②	平成 30 年度 算定 (新制度) 【激変緩和前】 ③	平成 30 年度 算定 (新制度) 【激変緩和後】 ④	比 較 ⑤=④-①	単年度 増加率 ⑥
125,010 円	134,689 円	129,418 円	127,767 円	2,757 円	1.10%

※市町村の決算補填目的の法定外一般会計繰入等を除く

※単年度増加率：⑤は2か年の比較であることから、単年度に置き直した増加率を次の計算式により算定

$$\text{⑥} = \sqrt{\text{④} \div \text{①}} - 1$$

(2) 平成 30 年度算定 (新制度) 【激変緩和後】 ④と平成 28 年度実績 (現行制度) ①の比較

2,757 円 (単年度増加率 1.10%)

{	内訳	ア	自然増減	②-①	9,679 円 (単年度 2.78%)
		イ	公費拡充等	③-②	▲5,271 円 (単年度▲1.98%)
		ウ	激変緩和	④-③	▲1,651 円 (単年度▲1.13%)

公費拡充等や激変緩和による減少があるものの、自然増による影響が大きかった。

(3) 留意事項

- ア 平成 30 年度の県全体の医療費については、国のガイドラインに基づき、平成 28 年度の医療費実績を基に、一人当たり診療費等の伸び率を用いて推計した。
- イ 国が示した診療報酬改定等を反映した係数に基づき、平成 30 年度分の算定を行った。
- ウ 平成 30 年度分の保険税率は、県が算定した標準保険料率を参考に、各市町村が決定する。
- エ 記載した税額は、あくまでも県全体の一人当たり平均額であり、実際の保険税額等は各市町村（各被保険者）によって異なる。

5 添付資料

(1) 別紙 1：平成 30 年度分国保保険税額の算定結果

平成 28 年度と平成 30 年度の一人当たり保険税額の比較

(2) 別紙 2：平成 30 年度分標準保険料率の算定結果

(3) 別紙 3：国保事業費納付金及び標準保険料率の算定方法について

平成30年度分国保保険税額の算定結果
 【平成28年度と平成30年度の一人当たり保険税額の比較】(年額)

【留意事項】
 この算定結果は、国が示す確定係数に基づき、平成30年度分を算定したものである。

《医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の合算》※市町村の決算補填目的の法定外一般会計繰入等を除く(一人当たり保険税必要額)

(単位:円)

市町村名	平成28年度 実績 (現行制度) ①	平成30年度 推計 (現行制度) ②	平成30年度 算定 (新制度) 【激変緩和前】 ③	平成28年度実績と平成30年度算定の比較 ③-① (ア)			(エ)のうち制度増 に対する激変緩和 額 ④	平成30年度 算定 (新制度) 【激変緩和後】 ⑤=③+④	比 較 ⑥=⑤-① (オ)	単年度増減率 ⑦	
				うち自然増減 ②-①(イ)	うち公費拡充等 (ウ)	うち制度増減 (エ)					
大分市	128,862	138,585	139,156	10,294	9,723	▲ 4,905	5,476	▲ 5,476	133,680	4,818	1.85%
別府市	114,011	123,446	113,001	▲ 1,010	9,435	▲ 5,761	▲ 4,684	1,885	114,886	875	0.38%
中津市	118,540	127,804	121,742	3,202	9,264	▲ 5,478	▲ 584	▲ 189	121,553	3,013	1.26%
日田市	128,932	138,837	127,409	▲ 1,523	9,905	▲ 6,803	▲ 4,625	1,861	129,270	338	0.13%
佐伯市	131,774	141,858	125,233	▲ 6,541	10,084	▲ 5,273	▲ 11,352	4,567	129,800	▲ 1,974	▲0.75%
臼杵市	124,959	135,303	123,413	▲ 1,546	10,344	▲ 5,571	▲ 6,319	2,498	125,911	952	0.38%
津久見市	109,583	118,651	121,256	11,673	9,068	▲ 8,719	11,324	▲ 11,324	109,932	349	0.16%
竹田市	144,845	155,847	145,191	346	11,002	▲ 1,112	▲ 9,544	3,839	149,030	4,185	1.43%
豊後高田市	120,439	129,830	126,117	5,678	9,391	▲ 6,019	2,306	▲ 2,512	123,605	3,166	1.31%
杵築市	128,617	138,639	125,393	▲ 3,224	10,022	▲ 5,821	▲ 7,425	2,692	128,085	▲ 532	▲0.21%
宇佐市	115,042	124,404	119,394	4,352	9,362	▲ 3,258	▲ 1,752	632	120,026	4,984	2.14%
姫島村	100,411	108,468	93,423	▲ 6,988	8,057	▲ 8,172	▲ 6,873	1,529	94,952	▲ 5,459	▲2.76%
日出町	119,583	128,979	130,439	10,856	9,396	▲ 6,302	7,762	▲ 7,762	122,677	3,094	1.29%
九重町	128,058	137,850	131,310	3,252	9,792	▲ 8,890	2,350	▲ 2,350	128,960	902	0.35%
玖珠町	129,310	139,270	136,765	7,455	9,960	▲ 3,790	1,285	▲ 1,324	135,441	6,131	2.34%
豊後大野市	126,300	135,815	124,241	▲ 2,059	9,515	▲ 9,016	▲ 2,558	356	124,597	▲ 1,703	▲0.68%
由布市	124,508	134,044	133,950	9,442	9,536	▲ 306	212	▲ 1,510	132,440	7,932	3.14%
国東市	116,593	125,319	120,239	3,646	8,726	▲ 7,304	2,224	▲ 3,374	116,865	272	0.12%
県平均	125,010	134,689	129,418	4,408	9,679	▲ 5,271	0	▲ 1,651	127,767	2,757	1.10%

注1 一人当たり保険税必要額は、市町村の決算補填目的の法定外一般会計繰入等を除いた額(本来の保険税額)であり、法定外一般会計繰入等を行った場合、実際の保険税額は一般的にこの金額より低くなる。

2 ②は、①に、現行制度の下で平成28年度から30年度にかけての一人当たり診療費等の増加見込額を基に算定した一人当たり保険税額の増加見込額を加算したものである。

3 ③は、国が示す「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)」に基づき算定(平成30年度の県全体の医療費については、平成28年度の医療費実績を基に、一人当たり診療費等の伸び率を用いて推計し、市町村ごとの納付金を算定のうえ、額を算定)。

4 「平成28年度実績と平成30年度算定の比較③-①(ア)」については、医療費等の自然増減(イ)と、国による公費拡充等(ウ)、制度増減(エ)の3つの要因がある。
 なお、④の「(エ)のうち制度増に対する激変緩和額」については、国が示すガイドラインに基づき、制度増減(エ)が増加となる市町村を対象に、国の交付金や県の法定繰入金を活用し、医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分それぞれについて実施。このため、(エ)制度増減欄と④欄の激変緩和額が一致しない市町村がある。

5 ⑥は2か年の比較であることから、単年度に置き直した増減率⑦は次の計算式により求める。

$$\text{⑦} = \sqrt{\text{⑤} \div \text{①}} - 1$$

平成30年度分標準保険料率の算定結果

【留意事項】

この算定結果は、国が示した確定係数に基づき平成30年度分を算定したものの。

市町村名	平成30年度標準保険料率(3方式)								
	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)
大分市	10.05	29,281	21,760	2.94	8,739	6,494	2.78	10,323	4,845
別府市	10.05	29,283	21,762	3.19	9,478	7,044	2.87	10,665	5,005
中津市	9.85	28,704	21,331	2.94	8,725	6,484	2.65	9,815	4,606
日田市	9.42	27,461	20,408	2.96	8,780	6,525	2.74	10,159	4,768
佐伯市	9.70	28,272	21,010	3.07	9,125	6,781	2.74	10,161	4,768
臼杵市	9.96	29,020	21,566	3.07	9,109	6,769	2.85	10,572	4,962
津久見市	9.42	27,448	20,398	2.85	8,462	6,289	1.93	7,176	3,368
竹田市	9.92	28,898	21,476	3.10	9,191	6,831	3.24	12,009	5,636
豊後高田市	9.59	27,964	20,781	2.96	8,803	6,542	2.48	9,216	4,325
杵築市	10.43	30,385	22,580	2.95	8,770	6,517	3.01	11,184	5,249
宇佐市	9.27	27,021	20,081	2.95	8,746	6,500	2.65	9,831	4,614
姫島村	6.44	18,774	13,952	2.95	8,770	6,518	2.75	10,211	4,792
日出町	9.89	28,826	21,422	2.88	8,548	6,352	2.47	9,181	4,309
九重町	9.21	26,837	19,944	2.79	8,280	6,153	2.49	9,222	4,328
玖珠町	9.84	28,686	21,318	2.84	8,429	6,264	3.01	11,160	5,238
豊後大野市	10.61	30,927	22,984	3.01	8,933	6,638	2.84	10,528	4,941
由布市	10.26	29,893	22,215	3.11	9,227	6,857	3.08	11,427	5,363
国東市	9.06	26,411	19,628	3.01	8,939	6,643	2.70	10,036	4,710

注1 別紙1の「平成30年度算定(新制度)【激変緩和後】⑤」の額を基に、国が示す「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)」により県が算定したものの。

2 市町村の決算補填目的の法定外一般会計繰入等を除く。

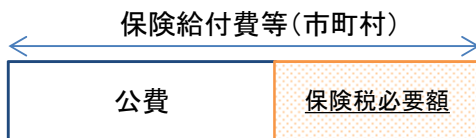
3 各市町村は標準保険料率を参考に保険税率を決定するため、実際の保険税率は標準保険料率とは異なる場合がある。

4 3方式とは、所得割(世帯に属する被保険者の所得に応じて)、均等割(被保険者一人当たり)、平等割(一世帯当たり)によって、世帯の国保保険税額を算定する方法。

現行

各市町村が保険税率を算定

- ・各市町村は医療費等の推計をもとに、保険給付費等を算定
- ・算定した保険給付費等から公費(国庫負担金等)を差し引いた保険税必要額に基づき保険税率を算定

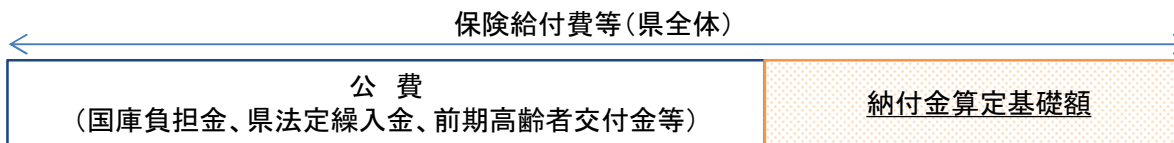


制度改革後

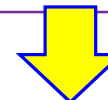
1

県が県全体の納付金算定基礎額(納付金必要額)を算定

- ・県全体の保険給付費等から県への公費(国庫負担金等)を除算し、納付金算定基礎額を算定



納付金算定基礎額を各市町村の医療費水準、所得水準等に基づき按分して負担を求める

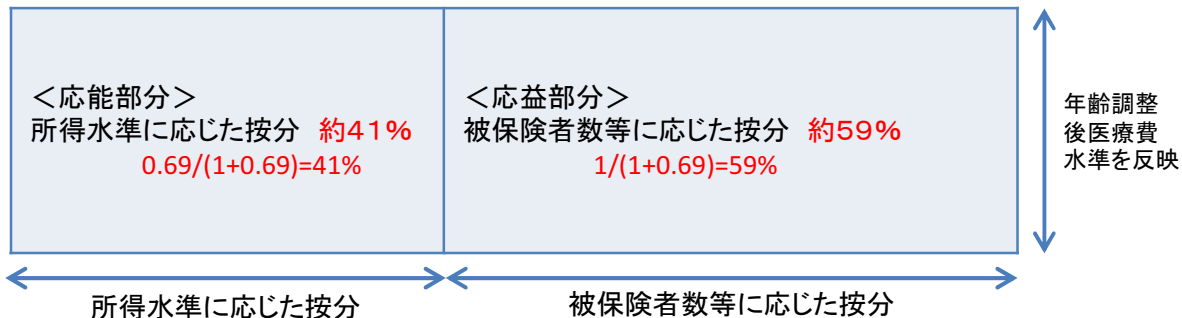


2

市町村ごとの納付金額を算定

- ① 応能部分: 市町村の所得水準の反映
所得が高い市町村には、多くの納付金額を割り当てる(支払う能力が大きい)
- ② 応益部分: 市町村の被保険者数と世帯数の割合の反映
被保険者数等が多い市町村には、多くの納付金額を割り当てる(支払う人数が多い)
- (2) 市町村の年齢調整後医療費水準の反映(医療分のみ)
医療費が高い市町村には、多くの納付金額を割り当てる(費用が多くかかっている)
- (3) 応能部分・応益部分と医療費水準に応じて按分

◎市町村ごとの納付金シェアの求め方(下図の面積) ※全国を1とした場合の大分県の所得水準=0.69



国保事業費納付金及び標準保険料率の算定方法について（2）

国保事業費納付金の算定

標準保険料率の算定

①県全体保険給付費等の推計

②市町村ごとの納付金額の決定

③保険税必要額・標準保険料率の算定

